

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	円 000 ※第二表の①欄へ
① の 内 訳	課税資産の譲渡等の対価の額	① (付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	① (付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ
消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第二表の⑮欄へ	※第二表の⑯欄へ	※第二表の⑰欄へ
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳・㉔D欄の合計金額)	(付表2-1の㉑・㉕E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控 除 の 内 訳 額	控除対象仕入税額	④ (付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の㉖D欄の金額)	(付表2-1の㉖E欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤ (付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑱欄へ
	⑤ の 内 訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑤ (付表1-2の⑤-1X欄の金額)		※第二表の⑲欄へ
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤ (付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑲欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥ (付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ (付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧ (付表1-2の⑧X欄の金額)		※⑰E欄へ	※⑰E欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨ (付表1-2の⑨X欄の金額)		※⑱E欄へ	※⑱E欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ
地方 消費 税の 課税 標準	控除不足還付税額	⑪ (付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
	差引税額	⑫ (付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の㉒欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の㉒欄へ
譲 渡 割 額	還付額	⑭ (付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)	
	納税額	⑮ (付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑫E欄×22/78)	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。